

令和 2 年 1 月

普通預金口座を開設されるお客さまへ

豊橋信用金庫

「未利用口座管理手数料」の新設のお知らせ

当金庫では、「未利用口座管理手数料」を新設し、令和 2 年 4 月 1 日（水）以降に新規開設される普通預金口座（総合口座を含みます。）に導入させていただくことといたしました。

本手数料は、あくまでも令和 2 年 4 月 1 日以降に開設され、未利用状態となった普通預金口座に対する管理コストをご負担いただくものであり、日常の入出金や口座振替等でお取引をされているお客さまの普通預金口座が対象となることはありません。

なお、令和 2 年 3 月 31 日現在で開設されている口座は本手数料の対象外となります。

《未利用口座管理手数料の内容について》

○本手数料は、下記①～⑥すべてに該当する普通預金口座（総合口座を含みます。）を対象といたします。

- | |
|--|
| <p>①令和 2 年 4 月 1 日以降に開設された口座であること。</p> <p>②最後のお預入れまたは払戻し（該当普通預金のお利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しは除きます。）から 2 年以上、一度もお預入れまたは払戻しが無い口座であること。</p> <p>③口座名義人が満 18 歳以上（個人の場合、未利用期間 2 年経過時点）であること。</p> <p>④口座残高 1 万円未満（未利用期間 2 年経過時点）であること。</p> <p>⑤当金庫（本支店を含みます。）で、他に金融資産（定期性預金、出資、投資信託、外貨預金、国債等）がないこと。</p> <p>⑥当金庫（本支店を含みます。）で、お借入がないこと。</p> |
|--|

※盗難・紛失などでご利用を停止している口座も対象となります。

○当金庫におきましては、ご利用のない口座についてご利用の再開をお勧めし、口座不正利用未然防止の観点から、今後ご利用になる予定のない口座のご解約をお勧めいたします。

○本手数料の対象となる普通預金の口座名義人のお客さまに事前にお取引状況のご案内を送付のうえ、約 3 か月経過後に年間 1,200 円（消費税別）の手数料を対象口座から引落しさせていただきます。

○送付したご案内が届かなかった場合には通常到着すべき時に到着したものとみなしてお取扱いいたします。

○該当口座の残高が 1,200 円未満の場合には、全額を手数料に充当して口座を解約させていただきます。

当金庫では、今後もより一層にお客様へのサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

詳しくは、営業店窓口にお問い合わせください。

以 上